

(平成24年6月20日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認釧路地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月から47年3月まで

年金事務所に期間及び納付照会をしたところ、申立期間について未納となっていることが分かった。両親とずっと同居しており、父親が農協を通じて組合員勘定で家族全員分を納めているはずなので、保険料を納付した証明書や関連資料は持っていないが記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き未納は無く、昭和58年4月以降はすべての期間にわたって前納している。

また、申立人の国民年金加入手続を行ったとしている申立人の父親は、昭和36年4月から47年3月に農林共済に加入するまでの期間について、国民年金保険料を完納しており、母親も同じく36年4月から任意加入期間を含めて未納はなく、58年4月から61年4月に3号被保険者となるまで前納しており、申立人の家族の納付意識は高かったことがうかがえる。

さらに、申立人が国民年金に加入した時期は、国民年金手帳記号番号払出簿の日付から、昭和47年5月ないし6月であったと考えられ、申立期間の保険料は時効が経過しておらず、納付意識の高かった申立人の父親が、当該期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年12月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年12月から42年3月まで
② 昭和46年10月から47年3月まで
③ 昭和48年4月から49年3月まで

国民年金の加入記録について年金事務所に照会したところ、申立期間の国民年金保険料の納付記録が無いとの回答を得た。

申立期間当時、父親が経営する小売店に勤めていたが、事業主である父親が給与から国民年金保険料を控除して納付していたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付したと供述しており、申立期間当時、申立人と同居していた申立人の義母及び申立人の妹の国民年金保険料の納付記録をみると、国民年金被保険者名簿により保険料納付日が確認できる期間については、申立人とほぼ同日に納付していることが確認できる。このことから、申立期間当時の国民年金保険料は、申立人の父親が同居家族の保険料と一緒に納付していたと考えられる。

申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号の払い出し時期は、その前後の同手帳記号番号を所持する任意加入被保険者の資格取得日から、ほぼ20歳に到達した時点であると推認できる。

また、国民年金被保険者名簿によると、申立人の義母については、申立人の国民年金手帳記号番号の払い出し時期であると推認できる昭和41年*月に申立期間①を含む国民年金保険料を現年度納付していることが確認できることから、申立人の父親が、同年12月に申立人の加入手続を行う

とともに、申立人の義母の保険料を納付しながら、申立人の保険料だけを納付しなかったとするのは不自然である。

一方、申立期間②及び③については、申立人の父親が、当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の父親は既に死亡しているため、申立人の申立期間②及び③の国民年金保険料の納付状況は不明である。

また、国民年金被保険者名簿によると、申立人の義母及び申立人の妹についても、申立期間②及び③に相当する期間が、それぞれ未納期間となっていることが確認できるなど、申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 41 年 12 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年11月から7年9月までの期間及び11年4月から15年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年11月から7年9月まで
② 平成11年4月から15年6月まで

老後のことを考え、国民年金保険料は苦しい時でも納付してきた。免除の記録とされているが、自分で免除の申請を行った記憶は無く、申立期間が免除期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において免除申請した記憶は無く、金融機関で国民年金保険料を納付していたと主張しているが、行政側において、年度ごとに行われる国民年金の免除申請手続について、申立期間に係る合計9回にわたる事務処理に不手際が生じたとは考え難い。

また、申立期間②における申立人の国民健康保険加入履歴により、平成12年度から14年度までの国民健康保険料額は低所得世帯に対する軽減保険料額であったことが確認でき、申立期間②が免除記録となっていることについて不自然さは見受けられない。

さらに、申立人は同姓同名の被保険者の記録と取り違えられている可能性も主張しているが、申立人の被保険者記録において追加又は変更が行われた形跡は無いことから、記録の取り違えがあったことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見られない。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立人が申立期間の

国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。
これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。